

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 51 号	平成26年度盛岡市一般会計補正予算(第2号) ……………	1
議案第 52 号	平成26年度盛岡市下水道事業会計補正予算(第1号) ……………	別冊
議案第 53 号	盛岡市防災会議条例の一部を改正する条例について……………	7
議案第 54 号	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について……………	8
議案第 55 号	盛岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例について……………	15
議案第 56 号	盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について……………	22
議案第 57 号	盛岡市立土淵児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	23
議案第 58 号	民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について……………	24
議案第 59 号	損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて……………	26
議案第 60 号	財産の取得について……………	27
議案第 61 号	仁王地区活動センター建設(建築主体)工事に係る請負契約の締結につ いて……………	29
議案第 62 号	盛岡市立向中野小学校校舎増築第1期(建築主体)工事に係る請負契約の 締結について……………	30
議案第 63 号	盛岡市立巻堀中学校校舎増築(建築主体)工事に係る請負契約の締結につ いて……………	31
議案第 64 号	議決の変更について……………	32
議案第 65 号	市道の路線の認定、廃止及び変更について……………	33
議案第 66 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	別紙

議案第 51 号

平成26年度盛岡市一般会計補正予算（第2号）

平成26年度盛岡市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 505,856千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 107,273,882千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成26年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 18,520,611	千円 80,532	千円 18,601,143
	2 国庫補助金	4,424,265	72,662	4,496,927
	3 委託金	67,718	7,870	75,588
16 県支出金		5,919,830	3,750	5,923,580
	2 県補助金	2,654,883	3,750	2,658,633
17 財産収入		399,197	26,308	425,505
	2 財産売払収入	251,948	26,308	278,256
19 繰入金		1,328,569	365,763	1,694,332
	2 基金繰入金	1,289,572	365,763	1,655,335
21 諸収入		1,392,102	7,503	1,399,605
	5 雑入	870,565	7,503	878,068
22 市債		12,634,000	22,000	12,656,000
	1 市債	12,634,000	22,000	12,656,000
歳入合計		106,768,026	505,856	107,273,882

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 11,429,724	千円 14,700	千円 11,444,424
	1 総務管理費	9,626,545	14,700	9,641,245
4 衛生費		7,710,178	141,826	7,852,004
	2 清掃費	3,605,886	141,826	3,747,712
5 労働費		472,079	3,750	475,829
	1 労働諸費	472,079	3,750	475,829
6 農林費		2,189,295	603	2,189,898
	1 農業費	1,832,268	603	1,832,871
7 商工費		1,220,915	4,997	1,225,912
	1 商工費	1,220,915	4,997	1,225,912
8 土木費		16,170,848	303,533	16,474,381
	2 道路橋りよう費	4,439,838	96,400	4,536,238
	3 河川費	583,110	6,000	589,110
	4 都市計画費	9,516,683	201,133	9,717,816
9 消防費		3,599,659	2,000	3,601,659
	1 消防費	3,599,659	2,000	3,601,659
10 教育費		9,276,634	14,030	9,290,664
	1 教育総務費	744,837	4,903	749,740
	6 社会教育費	1,858,340	9,127	1,867,467

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		千円 1	千円 20,417	千円 20,418
	1 公共土木施設災害復旧費	1	20,417	20,418
歳 出 合 計		106,768,026	505,856	107,273,882

第 2 表 債務負担行為補正

(変更)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	
		補 正 前	補 正 後
土淵小・中学校一貫教育導入施設整備事業に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	509,159	898,556

第3表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
国民体育大会開催施設整備事業債	308,900	312,700	借入先 財務省、銀行及びその他 借入方法 証書借入又は証券発行 借入時期 平成26年度 ただし、財政の都合等により起債金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方法で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金その他借入先の融資条件による。 ただし、財政又は借入先の都合並びに金融の状態により繰り上げ償還し、又は償還年限を短縮し若しくは低利に借換えすることができる。
鉾屋町歴史的建造物等活用事業債	0	3,700			
志波城跡保存整備事業債	23,300	27,900			
河川災害復旧事業債	0	9,900			
計	12,634,000	12,656,000			

平成26年度盛岡市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成26年度盛岡市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 平成26年度盛岡市下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
中央監視制御棟建築付帯設備更新事業に必要とする経費についての債務負担（平成26年度分）	自 平成26年度 至 平成27年度	184,000 千円

平成26年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

債務負担行為に関する調書（補正第1号）

（単位 千円）

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生子定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	国 庫補助金	損益勘定留保資金	その他
1 中央監視制御棟建築付帯設備更新事業に必要とする経費についての債務負担（平成26年度分）	184,000			自平成26年度 至平成27年度	184,000	82,800	92,000	9,200	

議案第 53 号

盛岡市防災会議条例の一部を改正する条例について
盛岡市防災会議条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市防災会議条例の一部を改正する条例

盛岡市防災会議条例（昭和37年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「, 6人」を「, 7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

防災会議の委員の定数を改めようとするものである。

議案第 54 号

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について
盛岡市市税条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例
(盛岡市市税条例の一部改正)

第1条 盛岡市市税条例(昭和25年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。)第46条の4に規定する場所をもつて」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもつて、」に改め、同条第3項中「かつ、」の次に「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。)第47条に規定する」を加える。

第35条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第36条の4中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第45条の4の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第45条の4の5第1項中「当該年度の前年度において第45条の4の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1」に改める。

第45条の5第2項中「施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「、法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第45条の7の2第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第49条の4及び第49条の6中「から第10号の7」を「から第10号の9」に改める。

第75条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア(7)中「2,400円」を「3,600円」に改め、同号ア(4)中「3,100円」を「3,900円」に改め、同号ア(9)の表中「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「1万

800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同号ア(エ)中「2,400円」を「3,600円」に改め、同号イ(ア)中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号イ(イ)中「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第3条の3の2中「第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで)の次に「及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「同法第40条第3項」を「同条第3項」に、「公益法人等(同条第6項から第10項)」を「公益法人等(同条第6項から第11項)」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項」を「同法第40条第6項から第11項」に改める。

附則第13条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

第13条の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第75条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	1万800円	1万2,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第24条の2第1項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

附則第25条の5第5項第3号中「係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える。

附則第35条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第36条から第37条までを削る。

附則第38条を附則第36条とし、附則第39条を附則第37条とし、附則第40条を附則第38条とする。

第2条 盛岡市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第5条の4中「又は附則第25条の3第1項」を「、附則第24条の3第1項又は附則第25条第1項」に改める。

附則第20条の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第35条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得について

は、同条第1項を「利子所得及び配当所得については、第35条第1項」に、「配当所得の金額（以下）を「利子所得の金額及び配当所得の金額として施行令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下）に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第35条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第24条の2の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「第35条及び」を「第35条第1項及び第2項並びに」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第35条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第24条の3を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第24条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第35条第1項及び第2項並びに第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第35条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、

同条第2項中「附則第24条の2第1項」とあるのは「附則第24条の3第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

附則第24条の4から第25条の2までを削る。

附則第25条の3第2項各号中「附則第25条の3第1項」を「附則第25条第1項」に改め、同条を附則第25条とする。

附則第25条の4を削る。

附則第25条の5第2項各号中「附則第25条の5第1項」を「附則第25条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第25条の5第3項」を「附則第25条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第25条の5第3項」を「附則第25条の2第3項」に、「附則第25条の5第4項」を「附則第25条の2第4項」に改め、同項第3号及び第4号並びに同条第6項中「附則第25条の5第3項」を「附則第25条の2第3項」に改め、同条を附則第25条の2とする。

附則第25条の5の2を削る。

附則第25条の6を附則第25条の3とする。

附則第25条の7（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条を附則第25条の4とする。

附則第28条の2を削る。

附則第30条（見出しを含む。）中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第31条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例）

第31条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第24条の3第1項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第24条の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第24条の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第147条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第24条の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第31条の2及び第32条を削り、附則第33条を附則第32条とする。

附則第34条中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同条を附則第33条とする。

附則第35条を附則第34条とし、附則第35条の2を附則第35条とする。

附則第38条を削る。

（盛岡市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 盛岡市市税条例の一部を改正する条例（平成22年条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第24条の4第2項の改正規定中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「したものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条の規定 公布の日

(2) 第1条中盛岡市市税条例第36条の4の改正規定及び次条第7項の規定 平成26年10月1日

(3) 第1条中盛岡市市税条例附則第3条の3の2の改正規定、同条例附則第36条から第37条までを削る改正規定及び同条例附則第38条を附則第36条とし、附則第39条を附則第37条とし、附則第40条を附則第38条とする改正規定並びに次条第1項の規定 平成27年1月1日

(4) 第1条中盛岡市市税条例第75条の改正規定並びに附則第3条第1項及び第4項（第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）附則第13条の2に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日

(5) 第1条中盛岡市市税条例第35条第5項、附則第24条の2第1項、附則第25条の5第5項第3号及び附則第35条の2の改正規定並びに次条第2項及び第4項の規定 平成28年1月1日

(6) 第1条中盛岡市市税条例第26条第2項及び第3項、第45条の5第2項及び第5項並びに第45条の7の2第1項の改正規定並びに同条例附則第13条の次に1条を加える改正規定並びに次条第6項並びに附則第3条第2項、第3項及び第4項（新条例附則第13条の2に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日

(7) 第1条中盛岡市市税条例第45条の4の2第1項及び第45条の4の5第1項の改正規定並びに次条第5項の規定 平成28年10月1日

(8) 第2条の規定並びに次条第3項及び附則第4条の規定 平成29年1月1日

(9) 第1条中盛岡市市税条例第49条の4及び第49条の6の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 新条例附則第3条の3の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第35条第5項及び附則第24条の2第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市

民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「平成29年新条例」という。）附則第5条の4、第20条及び第24条の2から第25条の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第45条の4の2第1項及び第45条の4の5第1項の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。
- 6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第6号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第36条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第3条 新条例第75条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第13条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 3 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第13条の2の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。
- 4 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第75条及び新条例附則第13条の2の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第75条第2号ア	3,900円	3,100円
-------------	--------	--------

	6,900円	5,500円
	1万800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第13条の2の表以外の部分	第75条	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第3条第4項の規定により読み替えて適用される第75条
新条例附則第13条の2の表	第75条第2号ア	平成26年改正条例附則第3条第4項の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	1万800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

（国民健康保険税に関する経過措置）

第4条 平成29年新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、地方法人税の創設に対応して法人市民税の法人税割の税率を引き下げるとともに、軽自動車税の税率を引き上げる等のほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 55 号

盛岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例について

盛岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例を次のとおり定めるものとする。

平成26年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条第1項の規定に基づき、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、都市計画法第4条に定めるところによる。

(風致地区の種別)

第3条 風致地区の種別は、第1種地区、第2種地区、第3種地区及び第4種地区とし、市長は、別表第1の右欄に掲げる区分の基準に従い、風致地区をいずれかの種別に区分するものとする。

2 市長は、前項の規定により風致地区を種別ごとに区分したときは、当該種別ごとの範囲を告示するものとする。当該風致地区の種別を変更したときも、同様とする。

(行為の制限)

第4条 風致地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 建築物の建築その他工作物の建設

(2) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の色彩の変更

(3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）

(4) 水面の埋立て又は干拓

(5) 木竹の伐採

(6) 土石の類の採取

(7) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）

の堆積

(許可を要しない行為)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同条の許可を受けることを要しな

い。

- (1) 都市計画事業の施行として行う行為
- (2) 国、県若しくは市又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (4) 建築物の新築、増築、改築又は移転で当該新築若しくは移転に係る建築物の床面積又は当該増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの（新築、増築又は改築後の建築物の高さが別表第2の種別の欄に掲げる区分に応じ、同表の高さの欄に定める高さを超えることとなるものを除く。）
- (5) 建築物以外の工作物（以下この号において「工作物」という。）の建設で次に掲げるもの
 - ア 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物の建設
 - イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの建設
 - ウ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台の建設
 - エ その他の工作物の建設で当該建設に係る部分の高さが1.5メートル以下であるもの
- (6) 建築物等の色彩の変更で当該変更に係る部分を外部から見通すことのできないもの又は当該変更に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下であるもの
- (7) 宅地の造成等で当該宅地の造成等に係る土地の面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートルを超える²法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (8) 水面の埋立て又は干拓で当該埋立て又は干拓に係る面積が10平方メートル以下であるもの
- (9) 木竹の伐採で次に掲げるもの
 - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ 仮植した木竹の伐採
 - オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (10) 土石の類の採取で当該採取による地形の変更が第7号の宅地の造成等と同程度であるもの
- (11) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で当該堆積の用に供される土地の面積が10平方メートル以下であり、かつ、当該堆積の高さが1.5メートル以下であるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - イ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - (7) 建築物の建築
 - (4) 建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）その他これらに類する工作物以外の工作物の建設

- (ウ) 建築物等の色彩の変更で第6号に該当しないもの
 - (エ) 高さが1.5メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴う宅地の造成等
 - (オ) 高さが5メートルを超える木竹の伐採で第9号に該当しないもの
 - (カ) 土石の類の採取で当該採取による地形の変更が(エ)の宅地の造成等と同程度であるもの
 - (キ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で前号に該当しないもの
- ウ 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）又はラジオ放送業務（放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項ただし書に規定するラジオ放送の業務で有線電気通信設備を用いて行われるもの（共同聴取業務に限る。）をいう。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの建設（新たに設置する場合にあっては、ラジオ放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）
- エ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
- (ア) 建築物の建築で第4号に該当しないもの
 - (イ) 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - (ウ) 宅地の造成又は土地の開墾で第7号に該当しないもの
 - (エ) 水面の埋立て又は干拓で第8号に該当しないもの
 - (オ) 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）
- （国、県又は市の機関が行う行為の特例）

第6条 国、県又は市の機関が行う行為については、第4条の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国、県又は市の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

（都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがない行為の特例）

第7条 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるものについては、第4条の許可を受け、又は前条の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長にその旨を通知しなければならない。

- (1) 国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農林漁業を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為（都市の風致の維持上支障があるものとして規則で定めるものを除く。）

(2) 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業若しくは基幹放送（放送法第2条第2号に規定する基幹放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものその他都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあるものとして規則で定めるものを除く。）

（許可の基準）

第8条 市長は、第4条各号に掲げる行為で次の各号に定める基準に適合するものについては、同条の許可をするものとする。

(1) 建築物（仮設の建築物及び地下に設ける建築物（以下「仮設建築物等」という。）を除く。

以下この号において同じ。）の建築については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築物の新築、増築又は改築（当該改築後の建築物の高さが当該改築前の建築物の高さを超えない場合を除く。）にあつては、当該建築物の高さが、別表第2に掲げる風致地区の種別の区分に応じ、同表の高さの欄に定める高さを超えないこと。

イ 建築物の新築又は増築にあつては、当該建築物の建蔽率が、別表第2に掲げる風致地区の種別の区分に応じ、同表の建蔽率の欄に定める割合を超えないこと。

ウ 建築物の新築、増築又は移転にあつては、当該建築物の壁面後退距離（建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離をいう。以下同じ。）が、別表第2に掲げる風致地区の種別の区分に応じ、敷地が道路に接する部分にあつては同表の壁面後退距離（道路）の欄に定める距離以上、敷地が道路以外に接する部分にあつては同表の壁面後退距離（道路以外）の欄に定める距離以上であること。

エ 当該建築物の位置、形態及び意匠が、当該建築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(2) 建築物以外の工作物（建築物以外の工作物で仮設のもの及び地下に設けるもの（以下「仮設工作物等」という。）を除く。）の建設については、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、当該建設の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(3) 仮設建築物等又は仮設工作物等の建築又は建設については、当該仮設建築物等又は当該仮設工作物等の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであり、かつ、当該建築又は建設の行われる土地及びその周辺の土地における風致と著しく不調和でないこと。

(4) 建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(5) 宅地の造成等については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 緑地率（木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土

地の面積に対する割合をいう。以下同じ。)が、別表第2に掲げる風致地区の種別の区分に応じ、同表の緑地率の欄に定める割合以上であること。

イ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。

(ア) 高さが5メートルを超える^{〇〇}法を生ずる切土又は盛土

(イ) 都市の風致の維持上特に重要な森林で市長があらかじめ指定したものの伐採

エ 1ヘクタール以下の宅地の造成等でウ(ア)に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずる^{〇〇}法が当該宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

(6) 水面の埋立て又は干拓については、適切な植栽を行うものであること等により当該埋立て又は干拓後の地貌が当該埋立て又は干拓に係る土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであり、かつ、当該区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(7) 木竹の伐採のうち森林の皆伐については、当該皆伐後の成林が確実であると認められるものであり、かつ、皆伐区域の面積が1ヘクタールを超えないこと。

(8) 木竹の伐採のうち森林の皆伐以外の伐採については、当該伐採が第4条第1号若しくは第3号に掲げる行為をするために必要な最小限度の伐採、森林の択伐又は森林である土地の区域外における伐採であり、かつ、当該伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。

(9) 土石の類の採取については、当該採取の方法が、当該採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(10) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、当該堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、周辺の土地の状況により風致の維持上、同項第1号ア、イ若しくはウ又は第5号ア若しくはウ(ア)に掲げる基準による必要がないと認めたときは、これらの基準を適用しないことができる。

3 市長は、都市の風致の維持上必要があると認めたときは、第4条の許可に条件を付することができる。

(完了等の届出)

第9条 第4条の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は廃止したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(監督処分)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定によってした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等若しくは物件の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) この条例又はこれに基づく処分に違反した者

(2) この条例若しくはこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。以下同じ。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者

(3) 第8条第3項の規定に基づき付された条件に違反した者

(4) 詐欺その他不正な手段により、第4条の許可を受けた者

2 前項の規定に基づき必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、告示しなければならない。

（報告及び立入検査）

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第4条の許可を受けた者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に風致地区内の土地に立ち入らせ、当該土地若しくは当該土地にある建築物等又は当該土地において行われている工事の状況を検査させることができる。

3 前項の規定に基づき立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（罰則）

第13条 第10条第1項の規定に基づく市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した者

(2) 第8条第3項の規定に基づき付された条件に違反した者

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第1項の規定に基づく報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第11条第2項の規定に基づく立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前3条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に風致地区内の建築等の規制に関する条例（昭和45年岩手県条例第19号。以下「県条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 3 施行日前にした県条例に違反する行為に対する罰則の適用については、県条例の例による。

別表第1（第3条関係）

種別	区分の基準
第1種地区	特色のある自然景観若しくは自然現象が特に良好な状態で維持されている地域又は社寺、史跡等が特に良好な状態で維持されている地域
第2種地区	特色のある自然景観若しくは自然現象が良好な状態で維持されている地域又は社寺、史跡等が良好な状態で維持されている地域
第3種地区	第1種地区若しくは第2種地区に隣接し、かつ、現存している風致を保護する必要がある地域又は風致の維持が必要で復元の見込みのある地域
第4種地区	すでに市街地として開発され、又は開発されつつあり、かつ、周辺の景観と調和する住宅地等として維持する必要がある地域

別表第2（第5条、第8条関係）

種別	高さ	建蔽率	壁面後退距離（道路）	壁面後退距離（道路以外）	緑地率
第1種地区	8メートル	10分の2	3メートル	1.5メートル	30パーセント
第2種地区	10メートル	10分の3	2メートル	1メートル	20パーセント
第3種地区	12メートル	10分の3	2メートル	1メートル	20パーセント
第4種地区	15メートル	10分の4	2メートル	1メートル	10パーセント

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行に伴い、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制に関し必要な事項を定めようとするものである。

議案第 56 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について
盛岡市市営住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例
盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）の一部を次のように改正する。
別表市営青山三丁目アパート2号館の項の次に次のように加える。

市営青山三丁目アパート5号館	盛岡市青山三丁目	平26	48（うち身体障害者用住宅1）	中層耐火4階建
----------------	----------	-----	-----------------	---------

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

提案理由

市営住宅建替事業の施行に伴い、市営青山三丁目アパート5号館を設置しようとするものである。

議案第 57 号

盛岡市立土淵児童センターの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成26年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立土淵児童センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市若園町2番2号
 - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年9月1日から平成29年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 58 号

民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について

次のとおり民事調停を申し立てるものとし、調停が不成立等の場合においては訴えを提起するものとする。

平成26年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 相手方

(1) 住所

氏名

(2) 住所

氏名

(3) 住所

氏名

(4) 住所

氏名

(5) 住所

氏名

(6) 住所

氏名

2 調停申立ての趣旨

(1) [] に対し、 [] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

(2) [] に対し、 [] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

(3) [] に対し、 [] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

(4) [] に対し、 [] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

(5) [] に対し、 [] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

(6) [] に対し、 [] に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

3 調停申立ての理由

各相手方は、いずれも市営住宅等の家賃を長期にわたり滞納し、支払の督促に応じないものである。

4 調停不成立等の場合の方針

この調停が成立しなかった場合又はこの調停において目的を達することができなかった場合は、市営住宅等の明渡し並びに滞納家賃及びこれに係る督促手数料並びに盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第43条第3項の規定又は盛岡市改良住宅条例（昭和37年条例第37号）第31条第3項の規定により支払うべき金銭の支払の請求に係る訴えを提起するものとする。

提案理由



市営住宅等に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払について民事調停を申し立て、及び調停不成立等の場合においては訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 59 号

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて
次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

平成26年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 602,276円
- 3 損害賠償の原因

平成25年9月27日盛岡市玉山区下田字下田地内において、台風18号による水害で民家に流入した牧草ロール撤去のため市有車で作業中、相手方の電柱等を損傷したことによる。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 60 号

財産の取得について

次のとおり土地を取得するものとする。

平成26年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する土地

土地の所在地	種 別	数 量	予 定 価 格
盛岡市上田字庚申窪44番ほか3筆	雑種地	6,317.09㎡	249,993,103円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 盛岡市内丸12番2号
盛岡地区広域土地開発公社

4 見 取 図 別添による。

提案理由

公共用地とするため地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

**旧盛岡競馬場跡地整備事業に係る
平成26年度取得予定地**

自由広場ゾーン
上田字庚申窪44番(3,064.00㎡)

自由広場ゾーン

自由広場ゾーン
上田字黒石野平86番1(376.28㎡)

自由広場ゾーン
上田字上堤頭48番5(2,417.69㎡)

道路部分





保健福祉ゾーン

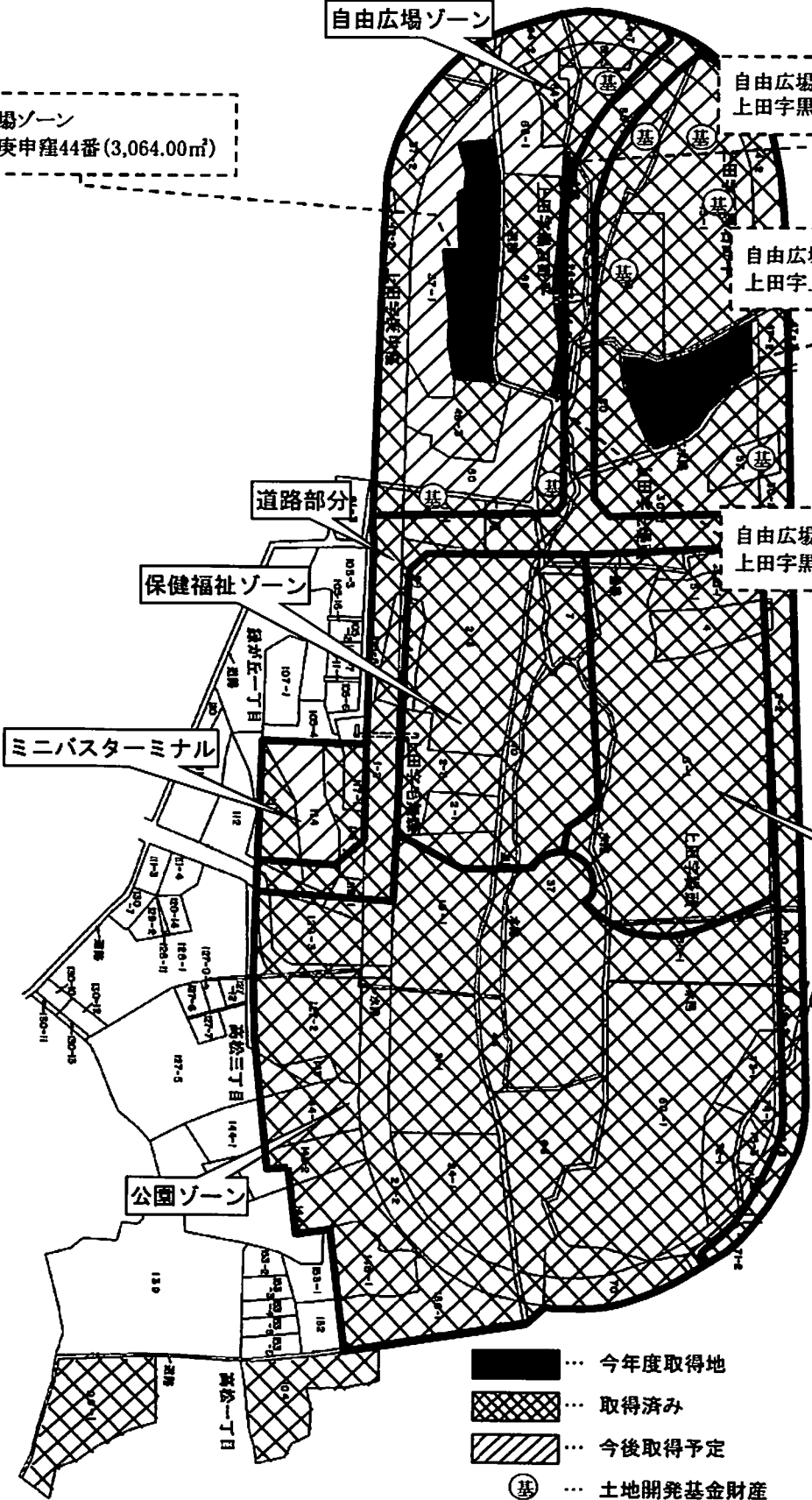
自由広場ゾーン
上田字黒石野平94番2(459.12㎡)

ミニバスターミナル

環境ゾーン

公園ゾーン

-  ... 今年度取得地
-  ... 取得済み
-  ... 今後取得予定
-  ... 土地開発基金財産



議案第 61 号

仁王地区活動センター建設（建築主体）工事に係る請負契約の締結について

仁王地区活動センター建設（建築主体）工事について次により請負契約を締結するものとする。

平成26年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 契約工事の名称 仁王地区活動センター建設（建築主体）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 金 181,440,000円也
- 4 契約の相手方 吉武建設株式会社 代表取締役 吉 田 悦 子

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 62 号

盛岡市立向中野小学校校舎増築第 1 期（建築主体）工事に係る請負契約の締結について

盛岡市立向中野小学校校舎増築第 1 期（建築主体）工事について次により請負契約を締結するものとする。

平成26年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- | | | |
|---|---------|-----------------------------|
| 1 | 契約工事の名称 | 盛岡市立向中野小学校校舎増築第 1 期（建築主体）工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 金 170,640,000円也 |
| 4 | 契約の相手方 | 大伸工業株式会社 代表取締役 猿 舘 伸 威 |

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第 5 号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第 2 条の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 65 号

市道の路線の認定、廃止及び変更について

市道の路線を次のとおり認定、廃止及び変更するものとする。

平成26年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路線名	起 点	終 点
A b 758	緑が丘二丁目35号線	緑が丘二丁目22番8地先	緑が丘二丁目23番23地先
A b 759	上田歩行者専用道2号線	上田字上堤頭30番2地先	上田堤一丁目26番8地先
都 4143	下久根5号線	下飯岡14地割 136番1地先	下飯岡14地割 135番1地先
玉 619	鶴飼荷坪1号線	玉山区渋民字鶴飼 152番3地先	玉山区渋民字鶴飼47番16地先
玉 620	鴨反枝1号線	玉山区芋田字武道9番104地先	玉山区芋田字武道53番65地先

2 路線の廃止

整理番号	路線名	起 点	終 点
C a 259	向中野9号線	向中野字細谷地5番地地先	向中野字細谷地12番地地先
C a 739	向中野205号線	向中野字五合田97番1地先	向中野字五合田95番1地先

3 路線の変更

整理番号	路線名	起 点	終 点	
B a 351	茶畑二丁目8号線	茶畑二丁目15番15号地先	新	茶畑二丁目124番3地先
			旧	茶畑二丁目15番20号地先

玉 321	荷坪線	玉山区芋田字武道 1 番 3 地 先	玉山区芋田字武道59番 1 地 先
玉 323	武道昼久保線	玉山区芋田字武道 8 番 1 地 先	玉山区芋田字昼久保22番 1 地先
玉 383	鶴飼 2 号線	新 玉山区渋民字越戸55番 4 地先	玉山区渋民字越戸73番 1 地 先
		旧 玉山区渋民字越戸56番 1 地先	

提案理由

道路法（昭和27年法律第 180号）第 8 条第 2 項及び第10条第 3 項の規定に基づき，議会の議決を
求めるものである。

議案第 66 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第 139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

平成26年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

遠 藤 晴 美

川 村 憲 司

鎌 田 孝 雄

竹 田 俊 光

